

## 議員提出議案第1号

### 湯河原町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

湯河原町議会議長 高橋延幸様

提出者	湯河原町議会議員	露木寿雄
賛成者	同	室伏重孝
	同	山本俊明
	同	村瀬公大
	同	佐藤恵
	同	丸山孝夫
	同	松野満

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任に関する規定について、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（委員の選任）

第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 前2項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）を選任することができる。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。